

農地中間管理事業手数料徴収要領

(目的)

第1条 この要領は、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）第11条に定める手数料の徴収等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、貸借期間が1年に満たない場合にあっても、日割り計算はしないものとする。

(手数料の徴収方法)

第3条 手数料の徴収方法は次のとおりとする。

- (1) 公社が農用地等を借り入れる場合の手数料は、公社が所有者に賃料を支払う際に、当該賃料から差し引くことにより徴収する。
- (2) 公社が農用地等を貸し付ける場合の手数料は、公社が貸付者から賃料を徴収する際に、当該賃料と併せて徴収する。

(解約等への対応)

第4条 農用地等の貸借期間中に契約を解約又は解除した場合、既に徴収している手数料は返還しない。

(手数料の減免)

第5条 規程第11条第2項に定める手数料の全部又は一部の免除の取扱いは、債権の管理に関する規程（平成29年4月1日施行）第17条による。

(その他)

第6条 この要領によりがたい場合の取扱いは、理事長が別途定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日以後の農用地利用集積計画の公告により借り入れた農用地等から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

【参考】農地中間管理事業手数料徴収要領の第6条の2関係：手数料収入の使途など

○ 目的

手数料は、円滑な事業推進に資する目的で徴収し、事業の運営・推進に要する経費に充当する（農地中間管理事業の実施に関する規程：第11条の4）。

○ 使途

事業の収入区分に位置付け、賃借料及び受取補助金で対応できない共通管理費や、未貸付農地の賃料支払等に係る一時立替などに充当し、事業の運営・推進に取り組んでいる。

なお、事業収支でマイナスとなっており、不足分は農地中間管理事業他部の事業利益で補填している。

【例：令和3年度農地中間管理機構収支明細（（公社）岩手県農業公社 HP で公表済み）】

	科目	実績額（千円）
収入 ①	賃借料	1,039,727
	手数料	5,512
	受取補助金	138,551
	雑収入	162
	計	1,183,952
支出 ②	賃借料	1,039,817
	業務費	138,598
	共通管理費	20,484
	計	1,198,899
事業収支 ① - ②		△14,947

※ 共通管理費：光熱水費、燃料費、消耗品費、地代家賃、福利厚生費など。

○ 算定の考え方

- ・ 事業の収支均衡を図るため、平成30年4月1日以降、賃借料の年額1%を手数料として、出し手及び受け手から徴収。
- ・ 出し手及び受け手の負担を最小限に留めるため、東北他県の手数料実績と同様に、最小整数値の1%とした経緯。

○ その他

- ・ また、一般的な不動産賃貸の仲介に係る事務手数料を賃料1か月相当とするケースと比べて、概ね同水準。

（試算）

農地の賃借期間：5年及び10年間が多く、仮に8年間と設定・・・①

〃 年間賃借料：5,000円/10a、1か月416円と設定・・・②

〃 手数料：年間賃借料5,000円×1%=50円、8年間で400円・・・③

②（416円）≒ ③（400円）